

# 改正会社法の施行に伴う会社法施行規則等の改正の概要

西村あさひ法律事務所 弁護士 たかぎ ひろあき 高木 弘明

## 1 はじめに

2015年5月1日、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正法」という)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同年法律第91号)が施行される。それに先立ち、改正法の施行に伴う法務省令の改正として、同年2月6日に「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が公布された。本稿では、同省令による改正後の会社法施行規則(以下「施規」という)のうち、コーポレート・ガバナンス関係を中心に、実務的に重要と思われる事項について説明する。

## 2 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

会社法改正に際する議論で大きな議論となった社外取締役の選任に関しては、社外取締役を置いていない場合に、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類及び事業報告で開示しなければならないこととなった。

株主総会参考書類に「相当でない理由」の開示が求められる対象会社は、①監査役会設置会社、②大会社、③公開会社及び④株式について有価証券報告書提出義務を負っていることの4要件を満たす会社(施規74条の2第2項。同条1項では「特定監査役会設置会社」と定義されている)である。事業報告に「相当でない理由」の開示が求められる会社も同様である(施規124条2項)。なお、施規124条2項は公開会社の要件について明示されていないが、これは、同条自体が公開会社が記載すべき事項を定めているものであるからである(施規119条2号、121条参照)。

そして、株主総会参考書類に「相当でない理由」を記載すべき場面は、社外取締役がおらず(株主総会終結時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む)、かつ取締役選任議案に社外取締役を含めない場合、すなわち、取締役選任に係る株主総会の後に社外取締役がないこととなる

場合である。他方、事業報告に「相当でない理由」を記載すべき場面は、事業年度末日に社外取締役がいない場合である。例えば、2015年3月末日時点において社外取締役を選任していなかった3月決算の会社が、同年6月の株主総会において社外取締役候補者を含む取締役選任議案を提出する場合、新規規則が適用されることを前提とすれば、株主総会参考書類には「相当でない理由」を記載する必要はない一方で事業報告には「相当でない理由」を記載する必要があることとなる。

経過措置について、株主参考書類に関しては、施行日前に招集の手続が開始された株主総会に係るものについては、なお従前の例によることとされる。事業報告に関しては、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告には改正後の施規124条2項及び3項の規定を適用することとされており、3月決算(6月総会)の会社では、多くの場合改正後の規定が適用されることになると想定される。これら規律については、図表1を参照されたい。

「相当でない理由」の内容については、当該株式会社のその時点(事業報告では「当該事業年度」)における事情に応じて記載しなければならないこと、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない旨の実質規制が設けられている(施規74条の2第3項、124条3項)。そして、当該内容は単に社外取締役を置いていない理由では足りず、社外取締役を置くことがかえって当該株式会社にマイナスの影響を及ぼすことを説明する必要があるという説明がされている。しかし、将来的に社外取締役を選任する可能性があることを踏まえれば、社外取締役の選任が株式会社の企業価値にマイナスの影響を及ぼすことを一般的・抽象的に説明することは現実的には困難と思われる。また、「相当でない理由」の記載が求められる対象会社の多くは上場会社であり、複数の独立社外取締役を選任すべきとするコーポレートガバナンス・コードにも対応する必要がある(同コードは必ずしも遵守する必要はないが、事実上の影響力は大きい)。そのため、実際に「相当でない理由」を説明する際には記載ぶりを慎重に検討する必要がある。

〈図表1〉「社外取締役を置くことが相当でない理由」に関する規律

定時株主総会における説明 (法327条の2)	事業年度末日において社外取締役を置いていないとき	2015年5月1日以後に開催される定時株主総会から新法を適用
事業報告(施規124条2項・3項)	同上	2015年5月1日より前に終了する事業年度に係る事業報告は、旧規則を適用するのが原則。ただし、同日以後に監査役の監査を受ける事業報告には「相当でない理由」の記載が必要
株主総会参考書類(施規74条の2)	社外取締役となる者を候補者とする内容が含まれない取締役会選任議案を提出するとき	2015年5月1日より前に株主総会の招集の決定がされた場合は旧規則を適用

### 3 内部統制システムの整備に関する規定の改正

#### (1) 内部統制システムの内容の拡充

内部統制システムの内容について、監査役監査を支える体制や監査役による従業員からの情報収集に関する体制を中心に、規定の充実・具体化がされた(施規100条3項等)。

監査役監査を支える体制については、監査役の職務を補助すべき使用人(従業員)に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項が追加されている(同項3号等)。内部統制システムの内容には、従前から監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその独立性に関する事項が含まれており、今回追加された指示の実効性確保に関する事項は、これらの事項とまとめて決議することも考えられよう。

また、監査役による従業員からの情報収集に関する体制については、当該会社及び子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制が規定されている。この体制については、監査役に対する直接の報告ラインを設けることが求められているわけではなく、例えば、監査役が内部監査室や子会社管理部からの定期的な報告等を受けるなど、株式会社の組織を通じた情報収集体制を設けることでも差し支えない。

#### (2) 企業集団内部統制システム

改正会社法に「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団」の内部統制システムに関する規定が設けられた(省令から法律に格上げされた)ことを受け、施規においてもグループ内部統制システムに関する規定の内容が具体化された。

具体的には、施規100条1項5号に「次に掲げる体制」として、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制や、子会社のリスク管理に関する規程等が追加されている。これら追加された事項は、いずれも例示として規定されており、これらに直接的に対応した決議をすることは必須ではない。

これらの改正は、いずれも現行の規定を充実・具

体化したにとどまり、実質的な規律を変更する趣旨ではない。そのため、改正前の施規100条の規定に基づく内部統制システムの整備についての決定を適切に行っている会社であれば、改正後も、会社法362条5項及び施規100条に違反するものではないとの説明がされている。施規の改正に伴って内部統制システムの整備に関する決議を改定する場合も、2015年5月1日より前に当該改定をすることは必須ではなく、同日以後に(例えば5月又は6月の取締役会で)改定をすることも考えられる。

#### (3) 内部統制システムの運用状況の開示

事業報告において、内部統制システムの運用状況の概要を開示することが求められることとなる。

運用状況の概要は、当該会社においてどのような内部統制システムを構築しているかという事実の開示が求められ、「有効性の評価」の開示が求められるわけではない。具体的な記載内容としては、内部監査部門の活動状況、社内研修の実施状況や内部統制・コンプライアンスに関する組織(委員会)の設置の有無等が考えられる。どの程度詳細な開示をするかについては、当該株式会社における内部統制システムの整備についての基本方針がどの程度詳細であるかにも左右され得るが、開示する必要があるのはあくまで基本方針を踏まえた運用状況の「概要」であり、個々の活動を細かく開示する必要はない。

運用状況の開示に関する改正は、2015年5月1日より前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告には適用されない。3月決算の会社にあつては、2016年3月期に係る事業報告から適用されることとなる。

### 4 株主総会参考書類に関する事項

#### (1) 社外役員に関する事項

改正会社法において社外取締役の要件が見直され、過去10年間に当該株式会社及び子会社の業務執行取締役を務めていない者が社外取締役となり得ることとなった。当該改正を受け、株主総会参考書類のうち社外取締役候補者及び社外監査役候補者に

関する事項が見直され、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員であったことがあること等を開示することが求められることとなった（施規74条4項6号イ、74条の3第4項6号イ、76条4項6号イ参照）。

この「過去」について、年数の限度は設けられていない。これらの規律は「当該株式会社が知っているとき」に記載すべきこととされているが、これは会社が合理的調査を行った結果として知っているときという意味と解されるため、実務的には社外取締役候補者及び社外監査役候補者の過去の職務について、いつまで遡って調査をすることが合理的か検討することが必要となろう。

## (2) 会計監査人の選解任等に関する議案の内容を決定した理由

改正会社法においては、会計監査人の選解任等に係る株主総会議案を監査役（監査役会設置会社では監査役会）が決定することとされた。それを受けて、会計監査人の選任に関する議案の株主総会参考書類には、監査役（会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由を記載することとされた（施規77条3号）。

会計監査人の候補者とした理由は、従前は取締役会提案議案に係る提案理由として記載されていたものと実質的に同じである。監査役（会）が会計監査人の選解任等に関する議案を決定するに際しては、2015年3月5日に日本監査役協会会計委員会が公表した「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」を参考とすることが考えられ、株主総会参考書類における記載もこれを参考とすることが考えられる。

## 5 親子会社間の取引に関する開示

改正後の施規では、親子会社間の取引について、

「当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項」等を開示することが求められる（施規118条5号）。この開示の対象となるのは、株式会社とその親会社等（親会社及び当該株式会社の事業を支配する者）との間の取引であって、当該事業年度に係る個別注記表において関連当事者に関する注記（会社計算規則112条1項）を要するものである。

個別注記表に関連当事者注記を要するかどうかは、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）における重要性の判断を参考とすることが一般的である。全ての株式に譲渡制限が設けられている会社（非公開会社）で会計監査人を置いていない会社は、そもそも関連当事者に関する注記をすることが求められていないため、親子会社間の取引に関する開示をする必要はないこととなる。

親子会社間の取引に関する開示を行う場合、「当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項」の具体的内容は、関連当事者に関する注記の記載内容を参考に検討することとなろう。

## 6 ウェブ開示

改正後の施規では、株主総会参考書類及び事業報告について、ウェブ開示によるみなし提供が認められる事項が大幅に拡充された（施規94条、133条）。その概要は図表2を参照していただきたいが、株主にとって特に重要な事項以外は基本的にみなし提供が認められることとされている。

また、会社計算規則では、株主資本等変動計算書についてウェブ開示によるみなし提供が認められることとなった。

〈図表2〉ウェブ開示によるみなし提供

(1) 株式会社の現況に関する事項（施規120条）

記載事項	旧	新
当該事業年度の末日における主要な事業内容	×	○
当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	×	○
当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額	×	○
当該事業年度における事業の経過及びその成果	×	×
当該事業年度における資金調達、設備投資、M&A等に関する事項についての状況（重要なものに限る）	×	×
直前3事業年度（当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない株式会社にあつては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況	×	○
重要な親会社及び子会社の状況	×	×
対処すべき課題	×	×
上記のほか、当該株式会社の現況に関する重要な事項	○	○

(2) 会社役員に関する事項（施規121条）

記載事項	旧	新
会社役員の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）	×	×
会社役員の地位及び担当	×	×
責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む）	-	○
当該事業年度に係る会社役員の報酬等	×	×
当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等	×	×
各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要	×	×
辞任した会社役員又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く）があるときの当該会社役員の氏名、（会計参与・監査役の）意見等	○	○
当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く）の重要な兼職の状況	○	○
会社役員のうち監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実	×	○
（当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である場合）常勤の監査等委員／監査委員の選定の有無及びその理由	-	○
上記のほか、株式会社の会社役員に関する重要な事項	○	○

※ 社外役員、会計参与、会計監査人関係（施規124条～126条）に関しては、「社外取締役を置くことが相当でない理由（施規124条2項）」を除き、ウェブ開示によるみなし提供が認められる。

以上

たかぎ ひろあき  
高木 弘明

略歴

西村あさひ法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士

2002年弁護士登録・西村あさひ法律事務所入所、2005年早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師、2009年ニューヨーク州弁護士登録、同年から2013年まで法務省民事局付（会社法改正の立案等を担当）、2015年西村あさひ法律事務所パートナー就任